

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

養子の「数」

Q: 父の相続対策として、私の息子を父の養子にすることを考えていますが、養子の数には制限があるとききました。養子の数の制限について教えてください。(質問者: A氏)

A: 民法上の養子縁組みについては、制限はなく、何人でも養子にすることができます。しかし、相続税の計算上は、養子の「数」について制限があります。

①実子がいる場合……1人まで

②実子がない場合……2人まで

つまり、実子が1人で養子が3人の場合、法定相続人の数に含めることができるのは、養子のうち1人だけです。

この養子の「数」の制限規定は、次の計算を行う場合の法定相続人の数について適用されます。

1. 遺産に係る基礎控除の計算
2. 生命保険金、退職手当金の非課税限度の計算
3. 相続税の総額の計算

以上の相続税の総額を計算するまでの段階で適用を受けませんが、それ以外の規定に関しては、制約を受けません。よって、養子3人すべてが未成年者や障害者であれば、3人の養子全部について、未成年者控除や障害者控除が適用できます。

ご質問の場合、養子縁組み後、息子さんはAさんのお父さんの相続人とAさんの相続人としての2つの身分をあわせもつこととなります。

